

事務連絡  
令和3年7月19日

各都道府県教育委員会高校教育主管課  
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課  
各指定都市教育委員会高校教育主管課  
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）  
を置く各國公立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校教育事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
児童生徒課  
特別支援教育課

### 「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂について

このたび、厚生労働省政策統括官付参事官から、別添のとおり、労働法のハンドブックの改訂について、周知の協力依頼がありました。

本ハンドブックは、平成27年に労働法制に関する知識を一層普及させるため作成されましたが、平成30年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成31年4月より本格的に施行されたことに伴い改訂が行われ、厚生労働省ホームページ（※）に掲載されています。

高等学校等（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下同じ）において、生徒に雇用と労働を巡る問題について考えさせたり、キャリア教育の一環として生徒の職業意識を高める指導を行ったりする際に活用できるほか、卒業後の進路として就職・進学の希望を問わず、生徒に対して適切な時期に周知することが考えられます。

なお、厚生労働省より各高等学校等に対してハンドブックのサンプルが送付されておりますが、各高等学校等で増刷し、全生徒へ配布することを求めているものではなく、活用方法については各学校で適宜御判断いただいて構わない旨を申し添えます。

貴課におかれましては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会、所管又は所轄の高等学校等並びに学校法人に対して、このことについて御周知いただくようお願いします。

（※厚生労働省のホームページ）

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

#### 【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係  
電話 03-5253-4111（内線2073）

#### 【ハンドブックに関する問合せ先】

厚生労働省政策統括官付政策統括室調整第一係  
電話 03-5253-1111（内線7728）

別添  
事務連絡  
令和3年7月16日

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿  
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 殿  
文部科学省高等教育局大学振興課長 殿  
文部科学省高等教育局専門教育課長 殿  
文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官  
(総合政策統括担当)

ハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の改訂について

貴職におかれましては、日頃より厚生労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、学生・生徒の利用に適した、分かりやすい労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」(以下「ハンドブック」という。)を作成し、当省ホームページに掲載するとともに、全国の大学や高等学校等に配布することにより、周知を図っているところです。

今般、以下のとおり改訂したハンドブックを各都道府県教育委員会、専修学校主管部局、大学等に配付しますので、引き続き、様々な場面でご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 ハンドブックの対象者について

ハンドブックは、働き始める前又はアルバイト等で働いている若者を対象としており、中学生、高校生、大学生等を区別することなく、共通して用いることができるものとしています。

2 主な改訂の内容

- ・ Q8の「えるぼし認定」について、「えるぼし・プラチナえるぼし」に修正するとともに、URLをQRコードに変更(21頁)
- ・ Q12の相談窓口に「こころの耳SNS相談」を追加(29頁)

等

### 3 ハンドブックの配付について

ハンドブックを7月中旬～同年8月末日に各大学・高等学校等にサンプルを送付する予定です。配付予定部数は以下の通りです。

なお、ハンドブックについては、各都道府県労働局が実施する労働関係法令の普及等に資する講義や就職セミナー等においても配付する予定としておりますので、御承知おきください。

(配付予定部数)

大学	各30部
高等学校	各70部
中等教育学校	各10部
特別支援学校	各10部
高等専修学校	各10部
専門学校	各20部
都道府県教育委員会	各10部

(※) 厚生労働省ホームページにも掲載しています。

また、より詳細なテキストも掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

- ・ハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

- ・「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouzenpan/roudouhou/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/)

担当：厚生労働省

政策統括官付政策統括室

調整第一係 中島、川上

(代表) 03-5253-1111

(内線) 7728、7749